

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 実施体制の確立

第 1 節 実施体制の確立

1 町の実施体制

武力攻撃事態等における町の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は危機管理対策本部を、必要な期間、設置する。

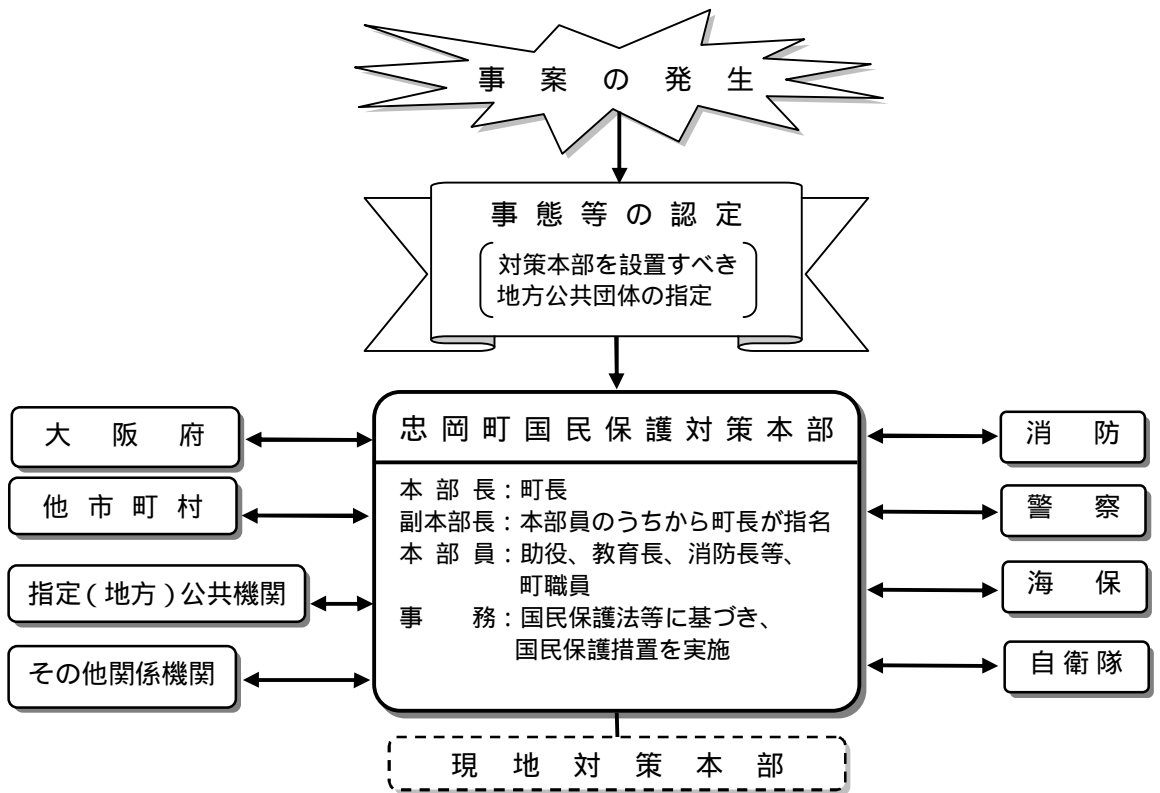
(1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

ア 町国民保護対策本部

事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、町長は、直ちに町国民保護対策本部を設置し、町及び町域内の関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図る。

なお、町長は、町が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対し知事を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合》



(2) 原因不明の事案が発生した場合

ア 組織動員配備体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、事業部長は直ちに町長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災組織を活用するなどして、速やかに必要な組織動員配備体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

イ 町災害対策本部・町危機管理対策本部

原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合には、町災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合には、町危機管理対策本部を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

なお、町災害対策本部又は町危機管理対策本部を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

の通知があった場合は、町災害対策本部又は町危機管理対策本部を廃止し、直ちに町国民保護対策本部を設置する。

ウ 町国民保護対策本部

前記(1)と同様、町国民保護対策本部を設置する。

《図：原因不明の事案が発生した場合》

